

第6. 財政について

【参考】検証報告書（13 財政（国の補助制度の活用等））

本市では、現状の危機的な財政状況を回避・回復させ、かつ、その取組過程を通して、住民自治を展望する公民協働のまちづくりを着実に推進させ、しなやかに優しく活力あふれる自立した市政をめざすことを目的として、平成30年11月に「阪南市行財政構造改革プラン」を策定しました。

この間、具体的な取組を進め、当初目標を上回る効果を発揮することができましたが、抜本的な収支の改善にまで至っておらず、このままの状態を放置すると財政再生団体への転落も危惧されることから、令和3年2月に「財政非常事態宣言」を発出しました。

このため、現プランについて、その目標や効果等をあらゆる角度から徹底的に見直すなど、今後、持続可能な行財政運営の確立に向け、改訂版を策定し、計画的に推進することとしています。

改訂版では、新たな小中学校及び幼稚園の整理統合・整備計画の策定に向けての検討に関連した具体的な取組項目として、「小中学校のあり方の検討」と「子育て拠点の再構築のあり方の検討」を位置づけしています。

今後、施設の改修・改築等については、国の補助金制度の活用を踏まえながら検討を行う必要がありますが、施設を統合する場合は、これまで導入してきた補助金の取扱いについても課題として検討していく必要があります。

（1）本市の財政状況及び行財政構造改革（参考資料：別紙1、別紙2）

a. 令和3年度の決算概要

歳入（収入）は、215億4,705万円

（前年対比▲35億6,979万円）

歳出（支出）は、211億1,957万円

（前年対比▲35億7,026万円）

形式収支（歳入額－歳出額）は4億2,748万円の黒字となり、翌年度に繰り越す事業に使うための財源794万円を差し引いた「実質収支」は4億1,954万円の黒字で、令和4年度の歳入予算に繰越金として計上されます。

実質収支は、令和2年度に引き続き黒字となりましたが、新型コロナへの対応のための国による巨額の財政措置が、黒字の主な要因として働いた可能性が高いと考えています。

b. 今後の財政収支見通し

○普通会計中期財政シミュレーション (R4.9時点 単位:百万円)

		(R3決算)	(R4)	(R5)	(R6)	(R7)	(R8)	(R9)	
		2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	
歳入	一般財源		12,449	12,130	12,002	11,978	11,893	12,050	11,923
		市税	5,391	5,451	5,423	5,348	5,365	5,387	5,324
		地方交付税	5,561	5,232	5,133	5,121	5,080	5,111	5,151
		その他	1,497	1,447	1,447	1,510	1,449	1,553	1,449
	特定財源		8,671	8,408	6,625	6,807	5,876	5,839	5,866
		国支出金	5,316	5,203	2,745	2,692	2,632	2,627	2,619
		府支出金	1,638	1,603	1,493	1,485	1,538	1,507	1,542
		市債	297	206	905	983	300	300	300
		その他	1,419	1,396	1,483	1,647	1,406	1,406	1,405
	前年度繰越金	427	427	371	215	0	187	0	
歳入合計	21,547	20,965	18,998	19,001	17,769	18,076	17,790		
歳出	義務的経費		10,935	10,998	9,377	9,536	9,318	9,536	9,308
		人件費	3,659	3,560	3,254	3,446	3,221	3,446	3,209
		扶助費	5,735	6,027	4,717	4,710	4,710	4,715	4,726
		公債費	1,542	1,411	1,407	1,380	1,387	1,376	1,373
	投資的経費	880	408	1,245	1,262	467	480	474	
	その他経費		9,304	9,188	8,160	8,203	7,797	8,060	7,947
		繰出金	3,241	3,316	3,430	3,456	3,477	3,470	3,463
		国保	643	651	654	657	661	664	667
		下水	511	542	616	601	579	542	504
		その他	2,086	2,122	2,160	2,198	2,237	2,264	2,292
負担金		1,137	1,193	1,143	1,098	1,023	1,161	1,164	
その他	4,926	4,679	3,588	3,649	3,297	3,428	3,320		
前年度繰上充用金	0	0	0	0	0	0	0		
歳出合計	21,120	20,594	18,783	19,001	17,582	18,076	17,729		
実質収支	420	371	215	0	187	0	61		
実質単年度収支	320	162	30	▲ 169	187	▲ 197	61		

本中期財政シミュレーションは、令和3年度決算及び令和4年9月時点の見込み数値等に基づき、令和4年度から令和9年度までの6年間の決算見通しを推計しています。

行財政構造改革プラン改訂版に掲げる取組効果額の達成を前提とし、令和9年度までの間、実質収支が赤字となることはありませんが、定年延長に伴う定年退職者が発生する令和6年度及び令和8年度については、当該年度における収支不足が生じることから、財政調整基金を取り崩す見込みとなっています。

また、歳出のうち、投資的経費（網掛け部分）については、現時点で見込む事業費のみで推計しており、令和5年度、6年度に支出が増大しているのは、主に学校給食センター改修事業費を見込んでいます。

今後、持続可能な行財政運営を確立するためには、プラン改訂版に示す取組を着実に実行していくことが必要不可欠です。

c. 行財政構造改革プラン改訂版の概要（教育施設関連部分抜粋）

現行の行財政構造改革の取組では、15年後に約83億円の収支不足が発生することから、令和3年2月に財政非常事態宣言を発出し、令和3年9月に行財政構造改革プラン改訂版を策定しました。

策定の方向性
◆すべての公共施設（126施設）のあり方を示すプラン 将来人口規模等に見合った公共施設の施設総量の最適化に向け、公共施設の取扱い方針を策定
取組の柱
《今後の公共施設の取扱い》 ・施設の整理統合・廃止・移譲等に加え、未利用財産等の利活用や処分等について計画的に推進（継続使用…31施設、あり方検討…95施設）
具体的な取組項目
《小中学校のあり方の検討》 ・今後の児童・生徒数の状況、地理的条件及び地方交付税の算定基準等を踏まえ、今後、市が維持すべき学校数を検討します。



《本プランの取組実施後の効果額》 ・約100億円 ※今後15年間の実質収支が赤字になることなく、プラン最終年度のR18年度においても、約17億円の黒字を維持
非常事態宣言の解除要件（3年連続で次の基準を2つ以上満たす場合） ・決算時に財政調整基金を取り崩さないこと ・財政調整基金が15億円（標準財政規模の10%+α（災害対策等））以上 ・経常収支比率が95%以下

（2）建物別劣化状況結果に基づく学校別健全度と今後の維持・更新コスト

a. 長寿命化個別計画の建物別劣化状況結果に基づく学校別健全度点数

学校施設の長寿命化計画の策定にあたり、各学校の建物単位で構造躯体の健全性や建物の築年数、構造躯体以外の劣化状況等を評価しています。

阪南市立小中学校の校舎及び屋内運動場の構造躯体については、耐震補強等を実施すること、耐震基準を満たしています。また、構造躯体以外の劣化状況等の建物単位の評価結果（第5回：資料3参照）を学校別で比較

するための学校別健全度点数は次のとおりです。

この評価は、主に今後の維持・更新費用と時期を考えるためのもので、建物の築年数が大きなウエイトを占めています。

学校別健全度点数＝

{(建物別床面積×建物別健全度点数)の合計} ÷ 学校の総床面積

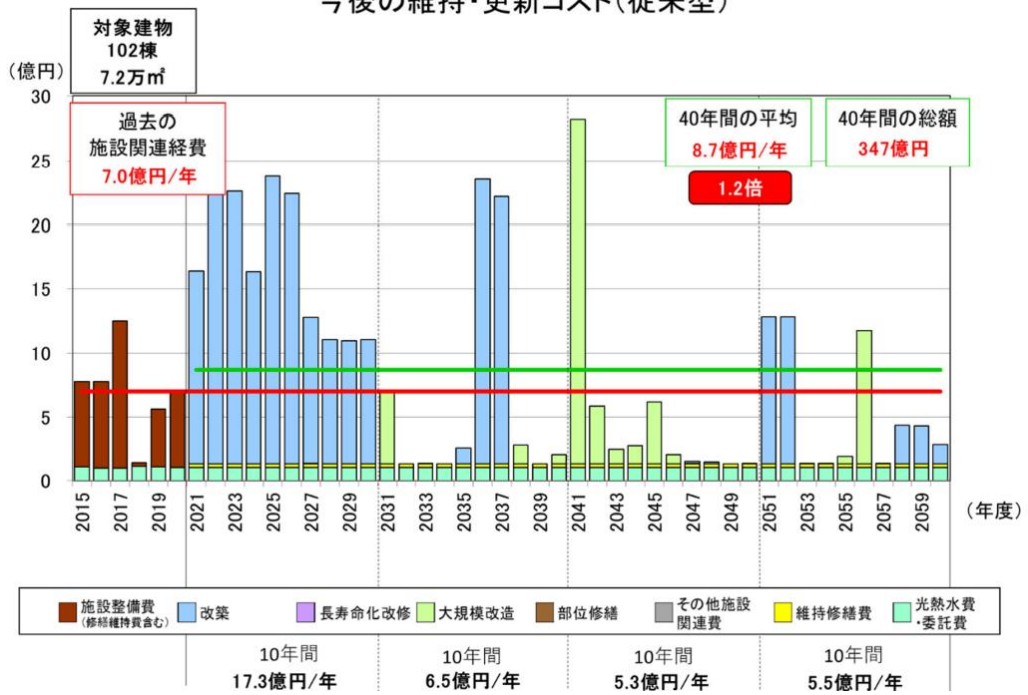
長寿命化個別計画の建物別劣化状況結果に基づく学校別健全度点数

校名	築年数順位	大規模改修	学校別健全度点数
尾崎小学校	7	実施済	69
西鳥取小学校	12	実施済	41
下荘小学校	5	実施済	74
東鳥取小学校	11	長寿命化・増築	82
舞小学校	9	実施済	54
朝日小学校	8	実施済	70
上荘小学校	6	実施済	61
桃の木台小学校	2	未実施	69
鳥取中学校	1	改築・増築	84
貝掛中学校	9	実施済	62
鳥取東中学校	4	未実施	50
飯の峯中学校	2	未実施	69
平均			65

b. 維持・更新コスト

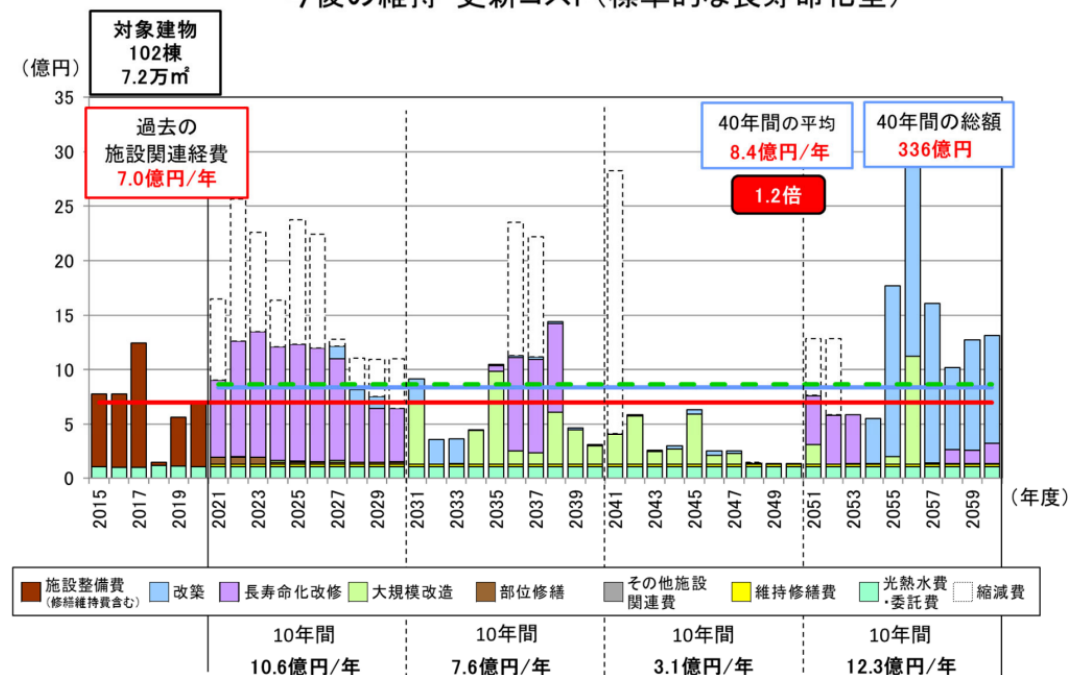
築20年で大規模改造を行い、築40年で改築（建て替え）を行う従来型の更新サイクルを続けるとした場合の維持・更新コストを試算すると、約40年で建て替えを行う従来型の改修を続けた場合、今後40年間の維持・更新コストは347億円（年平均8.7億円）かかり、過去の施設関連経費（7.0億円/年）の約1.2倍となります。

今後の維持・更新コスト(従来型)



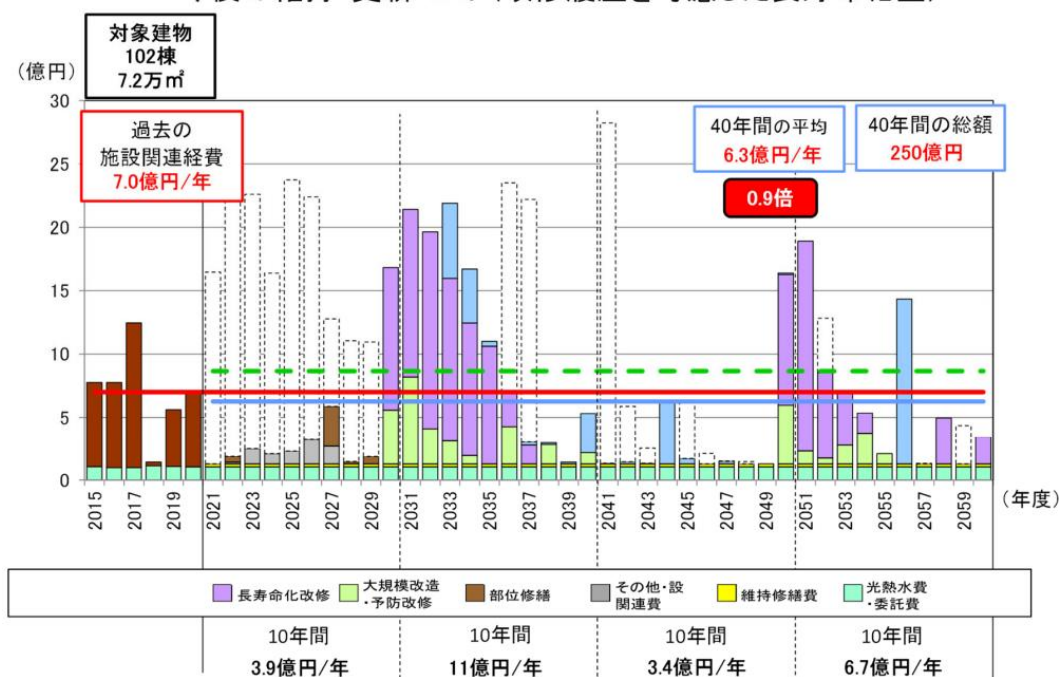
また、2021年度（令和3年度）から2030年度（令和12年度）に改築が集中し、直近10年間の施設関連経費は平均で17.3億円/年掛かるため、従来型の整備を継続することは困難な状況にあることから、長寿命化改修を実施し耐用年数を約80年にした場合、今後40年間の維持・更新コストは336億円（8.4億円/年）となり、従来型の場合の347億円（8.7億円/年）と比べてほとんど効果は見られません。

今後の維持・更新コスト(標準的な長寿命化型)



また、耐震改修工事と併せて大規模な改修を実施してきた経緯があり、概ねは改修後10年を超えているものはなく、当面の長寿命化改修を先送りにするなどこれまでの屋上防水・外壁改修・トイレ改修等の大規模な改修履歴を考慮した長寿命化改修計画では、今後40年間の維持・更新コストは、250億円（6.3億円/年）かかり、標準的な長寿命化型のコスト（336億円（8.4億円/年）よりも、86億円（2.1億円/年）の削減となります。

今後の維持・更新コスト(改修履歴を考慮した長寿命化型)



(3) 国の交付金と財産処分

学校の校舎や体育館を新たに建設する場合や改築、大規模な改修を実施する場合の国の補助金等については、学校環境改善交付金があります。別紙3参照

国庫補助を受けて学校施設を整備したにもかかわらず、学校教育以外の目的に使用する場合は、補助目的を達成できないことから、処分制限期間内に転用、貸与、譲渡、取壊し等を行う場合には、文部科学大臣の承認を受ける必要があります。この承認を得るための手続が財産処分手続です。別紙4参照

これは、補助目的の完全達成のため、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）に基づき必要とされるものです。

特に補助事業完了後10年未満の場合や有償による貸与・譲渡の場合は国庫納

付が必要となるケースがあることから留意する必要があります。

また、補助事業で購入した学校用地を有償で譲渡する場合、建物では補助事業完了後 **10 年以上経過**していれば基金積立てを条件に国庫納付が不要となる場合がありますが、用地の財産処分については、建物の場合とは異なり **基金の積立てを条件に国庫納付が不要となるケースはありません。**

学校用地を有償で貸与・譲渡する場合は、国庫補助を受けずに保有している当該学校又は関連学校（分離新設の母体校）の用地と換地※1することが可能な場合には国庫納付は不要となる場合がありますが、換地ができない場合は承認手続を行った上で **国庫納付が必要となります。**

有償による貸与・譲渡の場合

国庫補助を受けずに保有している当該学校又は関連学校の用地と **換地する場合※1**は、承認手続は必要だが国庫納付は不要。

上記に該当しない場合は、承認手続を行った上で **国庫納付が必要。**

※1 換地

換地を行うことができるのは、次のいずれかの場合です。

- ①財産処分を行おうとする学校に、国庫補助を受けずに保有している用地がある場合。
- ②財産処分を行おうとする学校の分離新設の母体校(児童生徒数の急増により、A校の規模が過大になったことから、これを分離しB校を新設した場合の、B校にとってのA校)に補助を受けずに保有している学校用地がある場合。

ただし、いずれの場合でも、換地が可能な面積が財産処分を行おうとする面積よりも少ない場合には、換地しきれなかった部分については、国庫納付が必要となります。

無償による転用・貸与・譲渡の場合

補助事業完了後 **10 年以上経過**しているか **市町村合併**に基づいた無償の財産処分の場や **地域再生計画の認定**を受けた無償の財産処分の場合は、国庫納付は不要です。また、 **10 年未満であっても**国庫補助を受けずに保有している当該学校又は関連学校(分離新設の母体校)の用地と **換地する場合※1**は、承認手続を行う必要はありますが国庫納付は不要です。

上記いずれにも該当しない場合は、承認手続を行った上で国庫納付が必要となります。

(財産処分手続ハンドブック_令和4年3月_用地編 P108 より)